

令和3年3月1日

介護サービス事業所・施設管理者様

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

**新型コロナウイルスの感染拡大防止のための利用者の居宅等への訪問、面談及び
会議の開催を求める運営基準、介護報酬等の臨時的取扱いの変更について**

平素は、本市介護保険事業の運営に、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、令和3年1月14日に、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第3項の規定に基づき、京都府を含む7府県が緊急事態宣言の対象に追加され、合計11都府県が緊急事態宣言の対象となっていました。令和3年2月28日の緊急事態措置解除に伴い、令和3年1月14日付京都市発出の「新型コロナウイルスの感染拡大防止のための利用者の居宅等への訪問、面談及び会議の開催を求める運営基準、介護報酬等の臨時的取扱い」を廃止し、緊急事態宣言前の状態に戻し、令和3年3月1日からは指定・運営基準、介護報酬の算定要件及び厚生労働省発出の人員基準等の臨時的な取扱いに基づいて取り扱うこととします。

そのため、指定・運営基準及び介護報酬の算定要件において求められている居宅訪問、面談、会議等については、やむを得ない事情がない限り、指定・運営基準又は介護報酬の算定要件に沿った取扱いを行ってください。やむを得ない事情がある場合は、厚生労働省発出の介護保険最新情報（臨時的な取扱い第1報～第15報）及びそれに関する京都市の具体的運用に関する事務連絡に基づいて取り扱ってください。

【京都市情報館】人員基準等の臨時的な取り扱いに関して

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000279599.html>

令和3年1月14日

介護サービス事業所・施設管理者様

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための利用者の居宅等への訪問、面談及び会議の開催を求める運営基準、介護報酬等の臨時的取扱いについて

平素は、本市介護保険事業の運営に、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、1月14日（木）に、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第3項の規定に基づき、京都府を含む7府県が緊急事態宣言の対象に追加され、合計11都府県が緊急事態宣言の対象となっています。

この間、介護サービス事業所・施設の皆様には、国が示す「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」等を踏まえ、サービス提供に努めていただいておりますが、このたび本市では、現下の状況に鑑み、居宅介護支援のモニタリングのように、居宅等への訪問、面談及び会議の開催を求める運営基準、介護報酬等の取扱いについて、京都府に緊急事態宣言が発出されている間、下記のとおりとします。

なお、この取扱いについては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために臨時的・限定的に行うものであることを申し添えます。

記

1 居宅介護支援及び介護予防支援におけるモニタリングのための居宅訪問

利用者の居宅を訪問しなければならない特段の事情がない場合は、原則として、利用者の居宅には訪問せず、テレビ電話、電話等により必要な確認を行うこととします。

この場合、基準省令「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準」（以下「居宅介護支援等基準省令」という。）第13条第14号等の「特段の事情」に該当するものとして運営基準違反としては取り扱わず、運営基準欠如減算を適用しません。

この取扱いを行った事実については、居宅介護支援経過記録等に必ず記録し、当該記録を5年間保存してください（本市への報告等は不要です。）。

2 居宅介護支援及び介護予防支援におけるサービス担当者会議

サービス担当者を招集しなければならない特段の事情がない場合は、原則として、サービス担当者を招集せず、居宅介護支援等基準省令第13条第9号等に規定する「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、当該担当者に対しては、照会等により意見を求めることとします。この場合、運営基準違反としては取り扱わず、運営基準欠如減算を適用しません。

この取扱いを行った事実については、居宅介護支援経過記録等に必ず記録し、当該記録を5年間保存してください（本市への報告等は不要です。）。

3 利用者の居宅等への訪問、面談及び会議の開催を求めるその他の運営基準【全サービス共通】

1及び2と同様の取扱いを行うこととします。この場合、運営基準違反としては取り扱わず、運営基準違反に係る減算がある場合は適用しません。

この取扱いを行った事実を必ず記録し、当該記録を5年間保存してください（本市への報告等は不要です。）。

<例>

- ・通所リハビリテーションのリハビリテーション会議の開催

4 利用者の居宅等への訪問、面談及び会議の開催が算定要件となっている加算【全サービス共通】

1及び2と同様の取扱いを行うことにより、算定可能とします。

なお、この取扱いにより加算を算定する場合は、この取扱いを行った事実を記録し、当該記録を5年間保存してください（本市への報告等は不要です。）。

<例>

- ・通所介護の個別機能訓練加算における居宅への訪問
- ・居宅介護支援の退院・退所加算における病院職員等との面談
- ・介護老人保健施設の入所前後訪問指導加算における居宅への訪問

上記1～4のいずれにおいても、居宅等への訪問、面談及び会議の開催を行わなければ、利用者の状況等に応じた適切なサービス提供が行えないと判断される場合は、感染防止策を講じた上で、居宅等への訪問、面談及び会議の開催を行ってください。